

「投資奨励を受けたプロジェクトにおける未熟練外国人労働者使用許可についての投資奨励委員会事務局布告第ポ-4/2553号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●投資奨励を受けたプロジェクトにおける未熟練外国人労働者使用許可についての投資奨励委員会事務局布告第ポー4／2553号

投資奨励を受けたプロジェクトにおける工業セクターの作業労働者不足問題を軽減するために、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一一条、第一六条及び第一八条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会事務局は仏暦二五五三年九月一三日の投資奨励委員会の承認を得て、投資奨励を受けたプロジェクトにおける未熟練外国人労働者使用許可の原則を以下のよう

に定め、布告する。

- 1、20年以上にわたりタイ国に投資し、100億バーツ以上の資産を有し、かつ合計で1万人以上を雇用する会社でなければならない。

- 2、法人所得税免除の特典を受ける従来の奨励がすでに終わっているプロジェクトであり、かつプロジェクトにおいて雇用を増やす必要性を有していなければならない。ここに事務局はそのプロジェクトにおいて雇用を増やす労働者の15%まで非熟練外国人労働者の雇用を許可する。

- 3、工業事業だけでなければならない、農業事業及びサービス事業は除く。

- 4、関係する国の機関の非熟練外国人労働者使用に係る法律及び規則を遵守しなければならない。

- 5、事務局が定めた要件を遵守し、プロジェクトにおいて非熟練外国人労働者を使用する前に事務局に許可申請書を提出しなければならない。

- 6、前掲の要件を非熟練外国人労働者使用許可の審査の指針とする。ここに事務局は必要性が低下する、または情勢が変化した時に相当性に従い非熟練外国人労働者雇用の廃止、または人数減を布告することができる。

仏暦二五五三年（西暦二〇一〇年）一〇月八日 布告

（おわり）